

（目的）

第1条 この要項は、宮古島市生涯学習指導者登録制度（リーダーバンク）の設置要項第4条に基づき、リーダーバンクの運営に必要な事項を定める。

（登録）

第2条 登録の手順

- (1)指導者は必要事項を記入した指導者登録個人票（第1号様式）を教育委員会生涯学習振興課に提出する。
- (2)教育委員会は、提出された指導者登録個人票を整理し指導者名簿を作成する。

2 登録の期間

登録期間は原則5年とする。ただし、下記第2条の4に該当する場合はこの限りではない。

3 登録の更新、変更

- (1) 登録期間の満了を迎える指導者について、更新通知を送付するものとし、更新手続きは所定の指導者登録個人票（第1号様式）により行うものとする。
- (2) 指導者は登録事項に変更が生じたときは、すみやかに指導者登録個人票（第1号様式）を教育委員会生涯学習振興課に提出する。

4 登録の取消

次のいずれかの場合は、登録を取り消すことができる。

- (1)指導者がその期間を超えても更新手続きを行わなかったとき。
- (2)指導者が登録者としての活動を継続できなくなったとき。
- (3)不適格と認められたとき。

（リーダーバンクの活用）

第3条 公立学校または参加者が4名以上の社会教育団体・サークル等に対して適用するものとする。

2 指導者の所属する団体への指導には適用されないものとする。

（紹介）

第4条 指導者の紹介は次の手順で行う。

- (1)リーダーバンク活用についての相談は、宮古島市教育委員会生涯学習振興課で行う。
- (2)依頼者は、指導の具体的な内容を伝え、必要に応じて打合せや手続き等を行う。
- (3)依頼者は、決定した指導者と直接交渉することを原則とする。

2 指導者の紹介は、政治活動、宗教活動、もしくは営利を目的とする事業に対しては行わない。

（計画書の提出）

第5条 リーダーバンクを活用する団体は、当該事業の開催前日までに活用届（第2号様式）を教育委員会生涯学習振興課へ提出する。

(活用時間及び回数)

第6条 指導者の活用については、1日(1事業)につき、1時間以上及び2人までとする。

2 同一団体が同一事業に、同一指導者を継続活用する場合は、1年度に5回までとし、予算の範囲内でこれを認める。ただし、5回以上利用希望の際は、生涯学習振興課と別途調整を行うものとする。

(経費及び謝礼)

第7条 指導者の交通費などの経費は、依頼者がすべて負担するものとする。

2 指導者への謝礼金については、所定の活用届(第2号様式・第3号様式)にて報告された事業の指導者に対し、1回につき、3,000円を教育委員会が支払う。ただし、それを超すものに対しては依頼者が負担するものとする。

3 依頼者が公立学校等以外の公的機関の場合は、その機関が謝礼の全額を負担するものとする。

(報告書の提出)

第8条 依頼者は、当該事業の終了後、活用届(第3号様式)及び指導状況写真を教育委員会生涯学習振興課に提出する。

付 則

この要項は、平成28年3月から施行する。

この要項は、平成30年11月から施行する。

この要項は、令和4年4月から施行する。

この要項は、令和4年5月1日から施行する。